

令和4年4月1日

最低制限価格設定基準について

最低制限価格設定基準を以下のとおり定める。

○建設工事の最低制限価格設定基準

最低制限価格制度を適用する基準となる価格は次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該の設計金額に係る算定式によるものとする。ただし、その額が予定価格の100分の90を乗じて得た額を超える場合は100分の90を乗じて得た額とし、予定価格に100分の67を乗じて得た額に満たない場合は100分の67を乗じて得た額とする（当該合計額に千円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とすることを原則とし、予定価格の100分の67に満たない場合は切り上げる。）。

区分	算定式
① ②以外の工事の場合	最低制限価格＝直接工事費×0.97+共通仮設費×0.90 +現場管理費×0.90+一般管理費等×0.68
② 建築工事（国土交通省が定める公共建築工事積算基準により積算した工事）の場合	最低制限価格＝直接工事費×0.90×0.97+共通仮設費×0.90 +（直接工事費×0.10+現場管理費）×0.90 +一般管理費等×0.68

※特別なものについては①②にかかわらず、契約ごとに100分の67から100分の90までの範囲内で定める割合を予定価格に乗じて得た額。

○建設工事に係る委託業務等の最低制限価格設定基準

契約ごとに100分の67から100分の90までの範囲内で定める割合を予定価格に乗じて得た額。（当該合計額に千円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とすることを原則とし、予定価格の100分の67に満たない場合は切り上げる。）。

○物品の購入・役務に係る最低制限価格設定基準

物品の購入・役務については、原則、最低制限価格を設けないこととする。

●本基準は、令和4年4月1日（公告日、指名通知日が令和4年4月1日以降のもの）から施行します。